

第21回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第21回定例会

令和3年12月27日

開会 16時00分

閉会 17時00分

出席委員
(21名)

会長 依田繁二	会長代理 若林泰平
1 荻原勝夫	13 大塚賢
2 深井佳人	15 関敏夫
5 関 一夫	16 小宮山信幸
6 小林澄男	17 小野澤文利
7 小山孝幸	18 笹平民男
8 青木茂良	推進 射手誠司
10 成山喜枝	推進 佐藤邦利
11 柳澤峰晴	推進 関泰秀
12 宮下通	推進 杉田修司
	推進 荻原清一

欠席委員

3 武井 誠 14 齊藤敏彦

議事録署名委員

11 柳澤峰晴委員 12 宮下通委員

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 河口 晋也
事務局 酒井 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦勞様です。令和3年度21回定例総会を開催します。本日の欠席者は武井委員と齊藤委員です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、今年も残すところ数日となりました。先週、長野県農業会議の監査会があり、農業会議の伊藤専務の挨拶を少しお話したいと思います。全国農業従事者の占める割合は65歳以上で70パーセントに達して県下の基幹的農業従事者は5年間で25パーセント減少して、65歳以上の割合も4分3に達するなど、今後耕作放棄地の増加が予想され、一段と深刻な状況が懸念されます。国は農地を持続的に活用する指針として、人・農地などの見直しを取りまとめ人・農地プランの法制化や、将来の農地の姿を目標地図として明確にするなどを示して、年明けの通常国会に関連法案を提出するという事です。6月の閣議決定により農業委員が最適化活動の目標設定により、委員が活動を記録して、その結果を公表する仕組みを構築するとしており、農業委員組織に対して意欲的な集積目標設定や最適化活動の見える化を求めていくとのお話しでした。当委員会は12月1日より始まり、人・農地プラン地区推進委員会において各5地区委員会よりモデル地区の候補選定をいただきました。年明けからは地区、地権者会議等を開催し、地区推進委員、農地利用最適化推進委員、農業委員が一体となり、実質化へ進めていただくことを来年への宿題とさせていただきます。それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11番柳澤峰晴委員と12番宮下通委員をお願いします。

それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では大豆、小豆等を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で約30分ということで、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇に本社のある農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では花きを栽培する予定です。譲受人の東御市での経営拠点から徒歩で1分と近いので問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇に本社のある農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では花きを栽

培する予定です。譲受人の東御市での経営拠点から徒歩で1分と近いため問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅と隣接している農地ということで、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。当農地は、令和2年10月29日許可で〇〇さんが譲り受けた農地ですが、耕作していた両親が続けられない状況になってしまったことから、今回当農地の北側に自宅を持つ方に譲り渡すことになりました。譲受人の自宅と隣接している農地ということで、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして若林代理より説明をお願いします。

若林代理 お願いします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの妻と〇〇さんは姉妹で、相続で得た農地です。〇〇さんから譲ってほしいとお願いしたところ、〇〇さんも身内なので承諾したということです。〇〇さんは〇〇に住んでいますが、通える範囲ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員 説明します。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。場所は〇〇の農地です。〇〇から譲ってほしいと依頼を受け、〇〇さんは〇〇に住んでいて、耕作の意思はなく心よく承諾したそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方

は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員 譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。2番案件の隣の農地です。〇〇から譲ってほしいと依頼を受け、荒れている農地で〇〇さんも困っていましたので承諾したそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 〇〇は花き栽培をしている会社だと説明がありましたが、灌水設備や排水はどうなっているか、他の農地に影響はないかお聞きします。

柳澤委員 灌水設備についてはわかりませんが水路はあります。排水はできていますので問題はないと思います。

議長 水利組合がありましてその灌水設備を使用し、池に排水したり水を吸い上げたりしています。排水についても今まで問題になったことはなく、しっかりとした管理をしていると思っています。地元詳しい笹平委員いかがでしょうか。

笹平委員 〇〇は大規模営農で管理はしっかりしているので、荒廃農地解消という意味でもよかったと思います。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの自宅前の畑です。申請地では野菜を栽培する予定です。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 説明します。場所は〇〇にある農地です。昨年10月に農地法第3条の規定による許可申請をして取得しました。1年経過していませんが手放すことになりました。譲渡人の〇〇さんは東御市出身で〇〇さんの両親と耕作をしていましたが、父が今年他界し母も体調を崩し、耕作が出来なくなりました。申請地の北側に住んでいる譲受人の〇〇さんから、自宅に隣接している農地で耕作便がよいため譲ってほしいと〇〇さんに相談がありました。〇〇さんは今後耕作ができないと判断し、求めに応じたそうです。譲受人の〇〇さんは、所有自作地として田を1362平方メートル、畑を2124平方メートル合計3486平方メートル所有し米、クルミ、野菜を栽培しています。自宅と隣接している農地ということで適任者だと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、賃借権設定、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。倉庫敷地の申請です。譲受人は建設業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は建設資材等の置き場が不足しており、申請地を借り受けて倉庫敷地として利用を計画するものです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のた

め、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、実家の隣地である申請地及び申請地東側の宅地を母から借り受けて住宅を建築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。場所は〇〇の農地です。譲受人は新張の〇〇、譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇は建設業を営んでいて、資材置場が不足しているということで、15年借りたいそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは現在アパートに住んでいますが、手狭なため土地を探していました。勤務先に近い申請地を譲ってもらうことになりました。住宅を建築したいそうです。周辺の方は了解済で問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇

さんで、親子です。母の住宅を壊して申請地を含めて住宅を新築したいそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 建築地と所有権についてお聞きしたいと思います。

事務局 住宅建設計画は申請地の〇〇、宅地の〇〇と〇〇の3筆を合計して住宅を建築するということです。使用貸借権設定のため、所有権は変えず今回の申請地含めて〇〇さんです。土地は〇〇さん、家は〇〇さんということです。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地利用集積計画12月分について説明します。資料3、4ページが通常の利用権設定です。24件、40筆、合計56,579平方メートルです。資料5ページが中間管理事業となります。10件、12筆、合計21,510平方メートルです。全体の合計は34件、52筆、78,089平方メートルです。今月は所有権移転はありませんでした。以上です。

議長 ありがとうございました。第3号議案、農地利用集積計画12月分についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人_____